

第20回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和4年3月24日(木) 13時30分
第20回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和4年3月24日(木) 13時20分

3. 閉 会 令和4年3月24日(木) 14時11分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番 山口委員

6. 議事録署名委員 9番—岩井委員 10番—市村委員

7. 付議議件 議案第94号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第96号 農地法第4条の規定による許可申請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 20 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は 2 番-山口委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第 20 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、9 番-岩井委員、10 番-市村委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 94 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 94 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字豊倉 3 筆、地目畑、合計面積は 55,527 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 2 月 9 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字来運 4 筆、地目畑、合計面積は 31,580 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 2 月 29 日から令和 12 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 11 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 30,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 11 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、合計面積は 57,500 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 15 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字峰浜 1 筆、地目畑、面積は 8,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 12 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 14 日となっております。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字以久科北 3 筆、地目畑、合計面積は 69,793.91 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年 11 月 30 日までが 2 筆と令和 3 年 7 月 28 日から令和 10 年 11 月 30 日までが 1 筆、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 14 日となっております。</p>

番号 7、関係の土地については、字以久科南 3 筆、地目畑、合計面積は 65,061 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 23 年 8 月 30 日から令和 2 年 8 月 31 日まで 1 筆と平成 24 年 8 月 29 日から令和 3 年 8 月 31 日までが 2 筆、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 14 日となっております。

番号 8、関係の土地については、字以久科南 1 筆、地目畑、面積は 36,000 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 28 年 3 月 25 日から令和 1 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 14 日となっております。

番号 9、関係の土地については、字朱円西 15 筆、地目畑、合計面積は 100,338 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 7 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 31 日となっております。

番号 10、関係の土地については、字朱円西 3 筆、地目畑、合計面積は 24,496 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 26 年 2 月 24 日から令和 6 年 2 月 23 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 31 日となっております。

別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。

議長

合意解約通知について確認決定してよろしいですか。

全員

よろしいです。

議長

それでは決定とします。

日程 3、議案第 95 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第 95 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。

区分 1、関係の土地については字以久科北 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 69,793.91 m²、申請の理由は貸人が今後農業は行わないので申請地を賃貸したい。借人が申請地を借り受け経営規模規模拡大したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。

区分 2、関係の土地については字峰浜 8 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 133,012 m²、申請の理由は貸人が農地を利用しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。

区分 3、関係の土地については字峰浜 11 筆、地目については記載のとおり、合計面積

は 125,483 ㎡、申請の理由は貸人が農地を利用しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 4、関係の土地については字以久科南 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 65,061 ㎡、申請の理由は貸人が今後農業は行わないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 5、関係の土地については字朱円西 7 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 78,607 ㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 6、関係の土地については字朱円西 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 24,784 ㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 7、関係の土地については字朱円西 15 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 100,338 ㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 8、関係の土地については字越川他 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 24,496 ㎡、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 9、関係の土地については字越川他 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 70,716 ㎡、申請の理由は貸人が使用予定がないため賃貸する規模縮小。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については 1 から 3 番が 5、6 頁、5 から 9 番は 6、7 頁、4 番は経営移譲のため省略となっています。

現地調査については 1、4、9 番が 3 月 22 日(火)市村委員、菅野委員、波多野委員で行っています。2、3、5 から 8 番は 3 月 22 日(火)田中委員、小池委員、青柳委員で行っています。

別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長

区分 1、4、9 の現地確認委員、市村委員どうでしたか。

市村委員

問題ありません。

議長	区分 1、4、9 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1、4、9 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 2、3、5 から 8 の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	区分 2、3、5 から 8 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 2、3、5 から 8 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 5 その他、協議・報告事業(1)の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き日程 4、議案第 96 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第 96 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字以久科南 1 筆、地目畑、面積は 1,780 m ² 申請の理由については農業用施設の建設追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分 2、関係の土地については字川上 1 筆、地目畑、面積は 2,493 m ² 申請の理由については農業用施設の建設追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。 位置図については、同頁記載となっております。 現地調査については区分 1 が 3 月 18 日(金)菅野委員、波多野委員、星委員で行っています。区分 2 が 3 月 18 日(金)岩井委員、山口委員、尾崎委員で行っています。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	区分 1 の現地確認委員の菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2の現地確認委員の岩井委員どうでしたか。
岩井委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程5その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第20回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和4年3月24日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 岩井一義

議事録署名委員 市村仁宏